

令和7年10月28日付けで提出を受けた阿蘇市職員措置請求については、以下のとおり、令和7年11月14日に請求人へ通知しました。

阿蘇市監査委員 渡 邊 敬 二

阿蘇市監査委員 佐 藤 菊 男

阿蘇市職員措置請求について(通知)

令和7年10月28日付けで提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく阿蘇市職員措置請求（以下「本件請求」という。）については、下記の理由により地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、監査を実施しないことに決定したので通知します。

記

1. 請求の提出日

令和7年10月28日

2. 請求の要旨（原文から抜粋して記載）

（1）対象となる職員等

阿蘇市中山間地域等直接支払交付金の支出関係職員

（2）財務会計上の行為等

令和6年度財務会計上怠った事実と永年連続して提出された書類のチェックを怠って関係職員が不正な支出を恣意的に見逃したこと。

（3）違法又は不当の理由及び求める措置

中山間地域等直接支払交付金交付申請における規定、農林水産省及び農政局発行分（別紙参考資料添付）を無視し、同関係地権者区民の中のほんの一部団体（牧野組合、牧場）のみで集落協定書を作成し、交付金の不正請求をしている事実を何度も市農政課職員へ伝え必要書類も渡しているが、令和6年度もまた、交付金は支出されている。関係職員の責務が全く果たされていない。

令和6年12月20日に受理した収支報告書（牧野組合分）及び令和7年1月31日に受理した収支報告書（牧場分）を含む同封した事実証明する証拠ファイルの一連文書について、阿蘇市役所の責務で行うべき書類審査が不備逸脱行為を適正なチェックを怠って是正することなく補助金等が支払われている。

交付金は税金であり、間違った使い方は市としてただちに取りやめなければなら

ない。全国で同様な件では、金額は払い戻しとなっている判例は多い、またそうすべきである。

同団体から提出された書類も大きな誤りがあるにも関わらず、関係職員の検印者7名で押印され、書類は通過されているずさんさ、民間では考えられないずさんさ、この内容をチェック願いたい。

このような事実と書類から判断し、補助金（交付金）は全額返還命令の措置を取って、正しい税金の使用をすべきものとする。

（4）添付書類

牧野組合及び牧場分の収支報告書等（平成29年度～令和6年度）ほか

3. 監査委員の判断

（1）法第242条第1項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」とされているところであり、監査請求にあたっては、違法性及び不当性を基礎づける内容の具体的記載が必要であるとともに、その事実の存在を示す事実証明書類を添付しなければならない。

また、同条第2項では、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とされている。

（2）まず、本件請求にある中山間地域等直接支払交付金に係る過年度分（平成29年度～令和5年度）に関する財務会計上の行為については、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過していることから、法第242条第2項のとおり正当な理由が必要であり、その理由としては、「天変地異により請求が出来なかった」場合を除けば、「住民が相当な注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができなかった場合」、また、「当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に請求しているか」とされているところである（昭和63年4月22日最高裁判例）。

しかし、本件請求では、その理由の記載が確認できないうえ、請求書に「交付金の不正請求をしている事実を何度も市農政課へ伝え必要書類も渡しているが、令和6年度もまた交付金は支出されている。」とあることから、令和6年度以前から、継続して農政課に疑念を伝えてきたことがうかがえる。また、予備調査により、令和4年10月に、請求人のほか地元住民が参加して開催された阿蘇市主催の会議で、請求人自らが、本件

請求に関する交付金使途の疑念について、市執行部に質問していたことが確認できた。従って、請求人は、この時に既に疑わしき思いを抱き認識していたことが明らかであり、その時点で、それまでの各年度分、また、それ以降の各年度分についてその都度、調査・確認のうえ住民監査請求に至ることは十分可能だったと言える。

故に、正当な理由はないと判断する。

一方で、本請求では「永年連続して提出された書類のチェックを怠って」とあることから、財務会計上の行為である公金の支出ではなく、「財産の管理を怠る事実」として監査請求されたと解することもできなくもないが、この場合、1年という法律上の期間制限は適用されない。しかし、怠る事実として請求しさえすれば、1年間の期間制限が及ばないとなると、期間制限の趣旨が没脚されることになり兼ねないことから、判例等では「真正怠る事実」と「不真正怠る事実」に区分し、「不真正怠る事実」は期間制限に服するとされている。

本請求では、財務会計上の行為である交付金支出が元々あって、その結果として生じる「怠る事実」であることから、期間制限が適用される「不真正怠る事実」に当たするため、各年度毎の交付金支出行為があった日を基準として、それぞれ1年以内が請求期限と判断される。(昭和62年2月20日最高裁判例)

よって、何れにしても、本請求に係る過年度分(平成29年度～令和5年度)に関する一切については、それぞれ交付金支出の行為のあった日を基準として1年を経過していることから、法第242条第2項のとおり住民監査請求をすることはできず、監査の対象とはならないものである。

(3) 次に、監査対象と判断する令和6年度分の中山間地域等直接支払交付金に関しては、本件請求では、「不備逸脱行為」、「適正なチェックを怠って」、「大きな誤り」等々の記載があるものの、違法若しくは不当な行為と主張する具体的事実及びその理由、また、市が被る損害について、客観的、具体的に記載されておらず、財務会計上の行為の特定ができない。

住民監査請求における財務会計上の行為等の特定は、監査委員に対して監査の端緒を与える程度のもものでは足りず、違法若しくは不当とする財務会計上の行為等を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に適示することを要するものとされており(平成2年6月5日最高裁判例)、少なくとも、請求書には違法若しくは不当な行為とする理由が明確に記されていないなければならない(地方監査実務提要)とされているところである。

また、請求要件審査の段階で確認したところ、添付された事実証明書類のうち、「牧野組合提出分」及び「牧場提出分」の収支報告書関係情報開示資料については、収支報告書に記載されている各項目の支出根拠が確認できる領収書等も揃っているうえ金額も一致しており、違法性・不当性を基礎づけるような客観的内容は確認できず、違法若しくは不当とする財務会計上の行為を裏付ける事実の疎明になり得ていないと判断する。

さらに、同添付書類における請求人が手書きで作成した資料については、単に「不当ではないか」との請求人自身の主観的思いの列挙となっており、違法若しくは不当な行為の事実を客観的に証明する添付書類とは言えない。

なお、同添付書類において、文言等の単純な記載誤りの指摘があるが、これは実際にその通り明らかな担当課の確認漏れである。本来、担当課は細心の注意力をもってチェックし、記載誤り等は訂正を求めるべきであることは言うまでもなく、請求人が些細なことから全体的に不信感を抱いたと推測できる。しかし、金額以外の部分は直接的に交付金支出には影響せず、違法若しくは不当な財務会計上の行為の事実に関結し付けることはできない。

(4) 住民監査請求の対象となる事項は、地方自治法第242条第1項の規定により、職員等の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限られ、本請求にある集落協定や収入金の行方・報告等々、交付団体内に関する件については、監査の対象ではない。

(5) 最後に、住民監査請求の対象となるためには、「住民に具体的な損害が発生していること」が必要であるが（平成6年9月8日最高裁判例）、本請求における、令和6年度分中山間地域等直接支払交付金については、違法若しくは不当な「財務会計上の行為」の事実について客観的に適示されておらず、その理由及び損害の程度も明らかではないうえ、添えられた書類も事実を証明しうるに至っていない。

本請求は、あくまで、請求人の主観的な主張にとどまっており、漠然と違法若しくは不当の疑いがあるとして調査を求めていると言わざるを得ず、具体的な損害根拠及び損害額を示せていない結果からすれば、市に損害はなく、違法若しくは不当な財務会計上の行為や怠る事実もなく、当該団体に対して補助金（交付金）の返還命令の措置を取るよう求める理由もないと言える。

(6) 以上のことから、本件請求は、法第242条の定める住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、監査を実施しないことに決定した。